



2020年6月23日

各位

会社名 :株式会社寺岡製作所
代表社名 :代表取締役社長 辻賢一
(コード:4987 東証第2部)
問合せ先 :取締役管理本部長 石崎修久
(03-3491-1141)

社外取締役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第25条の規定に基づき、社外取締役および監査役との間で、責任限定契約を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び監査役の氏名

社外取締役 上川 辰也

社外取締役 八田 圭子

2. 責任限定契約の締結日

2020年6月23日

3. 責任限定契約締結の根拠

当社定款第25条(取締役の責任免除)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

4. 開示理由

上記社外取締役との間で責任限定契約の内容等に合意を得られ、本日契約を締結いたしましたのでお知らせするものです。

以上